

## はじめに

改正風営法は、特定遊興飲食店営業者が講ずべき客の迷惑行為防止措置を厳格に定め、また届出事業者団体（法第44条）による関係特定遊興飲食店営業者に対して各種法令遵守のための自主的活動を重視していること等から、可能な限り関係営業者が特定遊興飲食店営業の許可を取得できるような実態に則した許可基準を定めるべきである。

営業許可を取得できない営業所を多く出すことは、かえって良好な風俗環境の保全に障害を及ぼす事態を生じさせかねないものであり、下記要望について慎重に検討されるよう要望する次第である。

## 営業所設置許容地域（１）

該当法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 2 号 風営法施行令（案）6 条、22 条
懸念事項	<p>・今回の政令案においては、次の（１）か（２）のいずれかの地域に該当し、かつ、a から d のいずれにもあたらない地域を、特定遊興飲食店営業の「営業所設置許容地域」としている。</p> <p>（１）風俗営業等密集地域（店舗が多数集合しており、風俗営業、遊興飲食店営業、深夜酒類提供飲食店営業、興行場営業の営業所が 1km<sup>2</sup>につきおおむね 300 箇所以上の割合で設置されている地域）</p> <p>（２）深夜において 1km<sup>2</sup>につきおおむね 100 人以下の割合で人が居住する地域</p> <p>a：住居集合地域</p> <p>b：近隣商業地域、商業地域、準工業地域のうち、住居が相当数集合しているため、深夜における風俗環境の保全について特に配慮が必要な地域</p> <p>c：a、b に隣接する地域（風俗営業等密集地域内の地域であって、幹線道路の各側端から外側おおむね 50m を限度とする区域内の地域を除く）</p> <p>d：保全対象施設の周辺地域</p> <p>・（１）は、東京都や大阪府などの大都市を念頭に定められており、必ずしも地方都市の実情に合う基準とはいえない。</p> <p>・b の「住居が相当数集合しているため、深夜における風俗環境の保全について特に配慮が必要な地域」が具体的にどのような地域を指すのかが不明。</p>
要望内容	<p>・（１）について、大都市ではない場所においても、地域の実情を踏まえて、営業所設置許容地域を設けられるようにしてほしい。</p> <p>・b、c について、具体的な基準について、できるかぎり明確にしてほしい。50m という基準が地域によっては妥当性を欠く場合があり、地域の実情に応じて柔軟性を持たせることができる規定にしてほしい。</p>
要望理由	<p>・商業地域のみならず、近隣商業地域、準工業地域でも特定遊興飲食店営業を営むことが可能になっている点は評価できるが、風俗営業等密集地域の基準設定が大都市を想定しているために、地方都市において特定遊興飲食店営業を営むことができなくなる可能性が出てくる。これでは、ますます地方都市における営業が困難となり、例えば町おこしのために特定遊興飲食店営業を設置しようとしてもできなくなるというような事態も生じかねない。このため、地方の実情に応じて、必ずしも上記基準に当てはまらない地域においても営業所設置許容地域を設けることができるようにすべき。</p> <p>・また、b、c に関して、基準が不明確であるがゆえに、各地方において過度に規制が行われる可能性があるため、基準についてはできる限り明確に、かつ実態に則した内容にすべき。</p> <p><u>（例えば、「風俗営業等密集地域内の地域であって、幹線道路の各側端から外側おおむね 50m を基準（×限度）とする区域内の地域を除く」）</u></p> <p>・なお、d について、深夜に学校や病院などに人がいない場合があることを考慮して、保全対象地域を「特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものに限る」としている点については、評価できる。</p>
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

## 営業所設置許容地域（２）

該当法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 2 号 風営法施行令（案）6 条、22 条
懸念事項	<p>・今回の政令案においては、次の（１）か（２）のいずれかの地域に該当し、かつ、a から d のいずれにもあたらない地域を、特定遊興飲食店営業の「営業所設置許容地域」としている。</p> <p>（１）風俗営業等密集地域（店舗が多数集合しており、風俗営業、遊興飲食店営業、深夜酒類提供飲食店営業、興行場営業の営業所が 1km<sup>2</sup>につきおおむね 300 箇所以上の割合で設置されている地域）</p> <p>（２）深夜において 1km<sup>2</sup>につきおおむね 100 人以下の割合で人が居住する地域</p> <p>a：住居集合地域</p> <p>b：近隣商業地域、商業地域、準工業地域のうち、住居が相当数集合しているため、深夜における風俗環境の保全について特に配慮が必要な地域</p> <p>c：a、b に隣接する地域（風俗営業等密集地域内の地域であって、幹線道路の各側端から外側おおむね 50m を限度とする区域内の地域を除く）</p> <p>d：保全対象施設の周辺地域</p> <p>・営業所の一部が住居集合地域内にかかっている場合、a の「住居集合地域」に該当してしまい、営業所設置許容地域から外れてしまう懸念がある。</p> <p>※参照条文 建築基準法 （建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置） 第九十一条 建築物の敷地がこの法律の規定（第五十二条、第五十三条、第五十四条から第五十六条の二まで、第五十七条の二、第五十七条の三、第六十七条の二第一項及び第二項並びに別表第三の規定を除く。以下この条において同じ。）による建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する禁止又は制限を受ける区域（第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）又は地区（高度地区を除く。以下この条において同じ。）の内外にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の建築物に関するこの法律の規定又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。</p>
要望内容	・営業所が「住居集合地域」内にあるか否かについて、建築基準法 91 条と同様に過半主義が適用されることを明確にしてほしい。
要望理由	<p>・営業所の一部が住居集合地域内にかかっている場合、a の「住居集合地域」に該当してしまうということで、営業所設置許容地域から外れてしまうのであれば、建築基準法との法解釈の統一性の観点から問題であるし、建築基準法 91 条の立法趣旨を阻害してしまう。</p> <p>・営業所の出入り口や客の動線が住居集合地域に全くかからない場合でも営業許可を取得できない状況を作ってしまう危険性がある。</p>
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

## 客室1室の面積

該当法令等	風営法 31 条の 23、4 条 2 項 1 号 風営法施行規則 8 条
懸念事項	・客室一室の面積を 33 m <sup>2</sup> 以上とするのが妥当かどうか。
要望内容	・客室一室の面積について 16.5 m <sup>2</sup> 以上として欲しい。
要望理由	<p>・接待を行う風俗営業では客室（洋室）の最小面積が 16.5 m<sup>2</sup>とされているにも関わらず、遊興を行う特定遊興飲食店営業においては、客室の最小面積をその 2 倍にしなければならないという合理的な理由が不明。</p> <p>・防音のためにあえて音の大きい遊興フロアと飲食フロアを区切る場合もある。このような場合に客室ごとに 33 m<sup>2</sup>を確保するのは困難。</p>
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

## 照度

該当法令等	風営法 31 条の 23、14 条 風営法施行規則（案）2 条、7 条、30 条、31 条、75 条、95 条、96 条
懸念事項	<p>・客席（客に飲食をさせるために設けられた食卓、椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分）以外の客室の部分において客に遊興をさせる態様の営業に係る客室であって客に遊興をさせるための部分を有するもののうち、当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の 5 分の 1 以下であるものについては、客席及び客に遊興をさせるための客室の部分の双方において照度を測定し、そのいずれかにおいて照度が 10 ルクス以下である場合は低照度飲食店営業に当たるものとする。</p> <p>・客室全体の面積に占める飲食のための客席の面積の割合が 5 分の 1 以下となる場合は、客に遊興をさせる部分も照度の測定場所とすることは妥当か。<u>とりわけ、大規模営業所について、5 分の 1 は相当広い部分を占め、遊興部分の演出に支障を来す懸念がある。</u></p>
要望内容	・上記の基準については、「5 分の 1 以下」ではなく、「10 分の 1 以下」にして欲しい。
要望理由	<p>・遊興をさせるための客室において、演出上の効果として照度が 10 ルクスを下回る場合が生じることを認め、客席と遊興をさせるための部分を分けて検討していることについては非常に評価できる。</p> <p>・客に遊興をさせるための部分においては、客は純粋に音楽等を楽しんでいることが多く、演出上の効果として 10 ルクスを下回っていたとしても、そのことをもって風営法の規制の趣旨に反する状態が生じるものではない。</p> <p>・特定遊興飲食店営業の場合、最低面積の基準が 33 m<sup>2</sup>であると考えた場合、5 分の 1 は 6.6 m<sup>2</sup>となる。低照度飲食店営業の最低面積の要件が 5 m<sup>2</sup>であることを考えると、これよりも基準を厳するものであり、妥当性を欠くものである。とりわけ、大規模営業所について、5 分の 1 は相当広い部分を占め、遊興部分の演出に支障を来す懸念がある。</p>
要望者	日本ナイトクラブ協会、西日本クラブ協会、日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

## 特定遊興飲食店営業の定義（１）

該当法令等	定義なし（風営法２条１１項、旧３２条１項２号） 特定遊興飲食店営業の定義の解釈案
懸念事項	<p>・「遊興をさせる」とは営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合をいう。客に遊興をさせるためのサービスとして、鑑賞型のサービスと参加型のサービスの２類型が考えられる。</p> <p>・鑑賞型のサービス （あたる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショー等を鑑賞するよう客に勧める行為</li> <li>・実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為</li> </ul> <p>（あたらない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単にテレビの映像や録音された音楽を流すような場合</li> </ul> <p>・参加型のサービス （あたる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊戯を行うように客に勧める行為</li> <li>・遊戯等を盛り上げるための言動や演出を行う行為</li> </ul> <p>（あたらない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客が自ら遊戯を希望した場合に限ってこれを行わせるとともに、客の遊戯に対して営業者側が何らの反応も行わないような場合</li> </ul>
要望内容	<p>・生で演奏・演技を行う場合について、なぜ風営法による規制の対象となるのかについて根拠を明らかにすべき。</p> <p>・「実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為」など、各行為の対象となる範囲が広範であるので、より限定的に解すべき。</p>
要望理由	<p>・深夜に生演奏が行われた場合に、風営法の規制対象となるような風営法の趣旨を害するような状況が生まれるとする理由が不明であるため、その根拠を明らかにすべき。</p> <p>・「実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為」については、大音量で行われるものから、弾き語りのような小さい音量で行われるものまで様々な態様がありうる。それにもかかわらず、ひとくくりにして、「遊興をさせる」にあたることは、妥当ではない。従前、罰則のなかった深夜遊興の禁止と異なり、特定遊興飲食店営業に関しては、刑罰をもって無許可営業を規制することになった以上、刑罰に値する「遊興」の範囲については極めて限定的であるべきである。</p>
要望者	日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク

## 特定遊興飲食店営業の定義（２）

該当法令等	定義なし（風営法 2 条 11 項、旧 32 条 1 項 2 号） 特定遊興飲食店営業の定義の解釈案
懸念事項	・ 解釈案では、特定遊興飲食店営業の「営業」にあたるかについて、短期間の催しについて、2 晩以上にわたって行われるものは、継続性が認められるとして営業に当たりうるとし、繰り返し開催される催し（1 回につき 1 晩のみ開催されるものに限る。）については、法第 8 条第 3 号の規定の趣旨に鑑み、引き続き 6 月以上開催されない場合は、継続性が認められず、営業には当たらないとしている。しかしながら、非常態的に行われる夏フェスのようなイベントにおいては、2 晩以上にわたって開催されるものもあり、これらについて、特定遊興飲食店営業とした場合、立地規制や施設の構造要件を満たさず、許可が取得できない場合が生じうる。
要望内容	・ 野外フェスのような非常態的な営業に関しては、特定遊興飲食店営業の規制の対象外とすべき。  ・ 短期の催しに関して、1 晩のみに限るのではなく、3 晩程度連続で開催するような場合も非常態営業として特定遊興飲食店営業の「営業」の継続性が認められないとすべき。
要望理由	・ 非常態的な営業に関しては、反復継続性が認められないことから、特定遊興飲食店営業として捕捉すべきものではない。
要望者	日本音楽バー協会、特定非営利活動法人日本ダンスミュージック連盟、六本木セーフティアソシエーション、(有)サルサホットラインジャパン、ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会、クラブとクラブカルチャーを守る会、クリエイティブ・ミュージック&カルチャーオープンネットワーク